

／ 令和 8 年度 ／

税 制
改 正

の
あらまし



は し が き

令和 8 年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されました。

法人税関係では、強い経済の実現に向けた対応として「特定生産性向上設備等投資促進税制」が創設されるほか、物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け「賃上げ促進税制」が見直されました。また、企業が試験研究費の額を増加させるインセンティブを強化するため「研究開発税制」が見直され、特に AI・量子・バイオ等の戦略技術分野への投資を促すために「戦略技術領域型」が創設されました。

所得税関係では、物価上昇局面における対応として、「所得税の基礎控除の引き上げ」「給与所得控除の最低保障額の引き上げ」が行われるとともに、マイカー通勤による通勤手当や食事支給に係る非課税限度額が見直されました。また、次世代の資産形成を促す観点から、「こども NISA」が創設されます。

資産税関係では、「法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長」が行われたほか、評価の適正化及び課税の公平を図る観点から「相続等の財産評価の適正化」が講じられます。

消費税関係では、インボイス制度の定着をより確実なものとする観点から、「免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置」「インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）」が見直されました。

その他、「固定資産税の免税点の見直し」が講じられています。

本書は、令和 8 年度税制改正の中でも、法人会会員に関係のある項目をコンパクトにわかりやすく解説いたしました。会員の皆様の経営や税務においてお役に立てば幸いです。

令和 8 年 5 月

公益財団法人 全国法人会総連合

目次

I 法人税関係

1	大胆な設備投資促進税制の創設など	4
(1)	特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	4
(2)	物価上昇に伴う取得価額要件の見直し	4
2	賃上げ促進税制の見直し	6
(1)	中小企業向け措置	6
(2)	中堅企業・大企業向け措置	7
3	研究開発税制の見直し	9
(1)	一般の試験研究費の額に係る税額控除制度	9
(2)	中小企業技術基盤強化税制	10
(3)	戦略技術領域型	11
(4)	オープンイノベーション型	11
(5)	控除対象となる試験研究費の額	12
4	中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例の見直し	13
5	地方拠点強化税制の見直し	14

II 所得税関係

1	物価上昇局面における対応	15
(1)	所得税の基礎控除の引き上げ	15
(2)	給与所得控除の最低保障額の引き上げ	16
(3)	ひとり親控除の拡充	17
(4)	その他の所要の措置	17
2	物価上昇に合わせた税制の基準額等の見直し	18
(1)	マイカー通勤に係る通勤手当の非課税限度額の引き上げ	18
(2)	食事支給に係る所得税非課税限度額の引き上げ	19
3	NISA のつみたて投資枠の対象者の拡充（こども NISA の創設）	20
4	防衛特別所得税の創設	21
5	住宅ローン控除の見直し	21
6	セルフメディケーション税制の拡充	23
7	極めて高い水準の所得に対する課税の見直し	24

Ⅲ 資産税関係

- 1 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長 25
- 2 相続等の財産評価の適正化 26
- 3 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止 27

Ⅳ 消費税関係

- 1 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し 28
 - (1) 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し 28
 - (2) インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）
の見直し 29

Ⅴ その他

- 1 固定資産税の免税点の見直し 31
- 2 ふるさと納税の健全な運営に向けた見直し 31

I 法人税関係

1 大胆な設備投資促進税制の創設など

危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、大胆な設備投資促進税制の創設などが措置されます。

(1) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

【改正の内容】

原則、全ての業種を対象とした特定生産性向上設備等投資促進税制が創設されます。

具体的には、産業競争力強化法の改正を前提に、経済産業大臣の確認を受けた設備投資計画に基づき、生産等に必要な設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、建物附属設備、ソフトウェア）を取得等した場合、即時償却又は税額控除（7%。建物、建物附属設備及び構築物は4%）を適用することができます。

対象業種	原則全ての業種
対象資産	<ul style="list-style-type: none">○ 生産等に必要な設備等<ul style="list-style-type: none">・ 機械装置：1台又は1基の取得価額が160万円以上・ 工具及び器具備品：それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上（それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）・ 建物：一の取得価額が1,000万円以上・ 建物附属設備及び構築物：それぞれ一の取得価額が120万円以上（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）・ ソフトウェア：一の取得価額が70万円以上○ 投資下限額：35億円以上（中小企業者等は5億円以上）○ ROI（投資利益率）：15%以上
措置内容	即時償却又は税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%） ただし、控除上限は法人税額の20%。控除限度超過額は3年間の繰越が可能。
その他	投資計画期間中に、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制、中小企業経営強化税制（繰越税額控除を除く）は適用できない。
不適用措置	大企業については、当期の所得が前期を超えているにもかかわらず、賃上げ要件（賃上げ率1%（超大企業は2%）以上）又は国内設備投資要件（国内設備投資額が当期の減価償却費の30%（超大企業は40%）超）のいずれかを満たさない場合は、本制度（繰越税額控除を除く）は適用できません。

(2) 物価上昇に伴う取得価額要件の見直し

【制度の概要】

中小企業投資促進税制は、中小企業者等が、新品の特定の機械及び装置などを取得又は製作して指定事業の用に供した場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%。資本金3,000万円以下の中小企業者等に限り）が適用できる制度です。

中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が、新品の特定経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は税額控除（7%。資本金3,000万円以下の法人は10%）が適用できる制度です。

中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業者等が、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受け、認定後1年以内に事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備の取得等をして事業の用に供した場合に、取得価額の16%の特別償却が適用できる制度です。

【改正の内容】

中小企業投資促進税制における工具の取得価額要件が、「1台又は1基の取得価額が40万円以上（改正前：30万円以上）の工具の取得価額の合計額が120万円以上」に見直されました。

中小企業経営強化税制における工具及び器具備品の取得価額要件が、40万円以上（改正前：30万円以上）に見直されました。

中小企業防災・減災投資促進税制における器具備品の取得価額要件が、40万円以上（改正前：30万円以上）に見直されました。

適用時期

(1) の改正については、産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に設備投資計画の確認を受け、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

(2) の改正については、令和8年4月1日以後に取得等をする対象設備について適用されます。

2 賃上げ促進税制の見直し

物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、賃上げ促進税制が見直されます。具体的には、大企業向けの措置は適用期限を待たず、令和8年3月31日をもって廃止されました。また、中堅企業向けの措置については、高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ、適用期限（令和9年3月31日）をもって廃止されます。中小企業向けの措置については、人材獲得競争の中で賃上げに取り組む企業にも配慮し、令和8年度は現行制度を維持し、適用期限到来時（令和9年3月31日）に適用状況を踏まえ、必要な見直しが検討されます。

(1) 中小企業向け措置

【制度の概要】

中小企業向けの賃上げ促進税制は、中小企業者等^{*1}が全雇用者^{*2}の給与等支給額の一定割合以上を増加させた場合に、賃上げ額の一部を法人税から税額控除できる制度です。

賃上げを実施した事業年度に控除しきれなかった金額について、5年間の繰越しが可能です（繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限りです）。

※1 「中小企業者等」とは、青色申告書を提出する、以下のいずれかに該当する法人をいいます。

（ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外）

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（同一の大規模法人に株式総数又は出資の金額の1/2以上、あるいは2以上の大規模法人に株式総数又は出資の金額の2/3以上を所有されている場合は中小企業者等に該当しません）

② 資本又は出資を有しない法人（常時使用する従業員数が1,000人以下の法人に限定されます）

※2 「全雇用者」とは、法人の使用人のうち、その法人の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主の特殊関係者は含まれません。

【改正の内容】

令和8年度は現行制度を維持し、適用期限到来時（令和9年3月31日）に適用状況を踏まえ、必要な見直しが検討されます。

なお、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置（+10%）については、令和8年3月31日をもって廃止されましたが、子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置（+5%）については引き続き維持されています。

中小企業向け措置				
賃上げ基準		上乗せ要件		合計控除率 (最大35%)
全雇用者の 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比+5%)	子育てとの両立支援 女性活躍支援 (※2)	
+1.5%	15%	【廃止】	税額控除率 5%上乗せ	20% (※1)
+2.5%	30%			35% (※1)

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額について、5年間の繰越控除が可能です。ただし、繰越税額控除を行う事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り適用できます。

※1 控除上限：当期の法人税額の20%

※2 くるみん認定 or えるぼし認定（2段階目以上）

くるみん認定制度（子育てサポート）
次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、都道府県労働局への申請により、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「トライくるみん認定企業」を受けることができます。
えるぼし認定制度（女性活躍推進）
女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」を受けることができます。

(2) 中堅企業・大企業向け措置

【制度の概要】

中堅企業（従業員2,000人以下、中小企業を除く）・大企業向けの賃上げ促進税制は、継続雇用者^{※3}の給与等支給額の一定割合以上を増加させた場合に、賃上げ額の一部を法人税から税額控除できる制度です。

※3 「継続雇用者」とは、前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者（ただし、前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者）である者をいいます。

【改正の内容】

中堅企業向けの措置は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、賃上げ基準の見直しを行った上で、適用期限（令和9年3月31日）をもって廃止されます。

なお、中小企業向け措置と同様に、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置（+5%）については、令和8年3月31日をもって廃止されましたが、子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置（+5%）については引き続き維持されています。

大企業向けの措置は、令和8年3月31日をもって廃止されました。

【中堅企業向け措置】

改正前				
賃上げ基準		上乗せ要件		合計控除率 (最大35%)
継続雇用の 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育訓練費 (前年度比+10%)	子育てとの両立支援 女性活躍支援 (※2)	
+3%	10%	税額控除率 5%上乗せ	税額控除率 5%上乗せ	20% (※1)
+4%	25%			35% (※1)

改正後				
賃上げ基準		上乗せ要件		合計控除率 (最大30%)
継続雇用の 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育訓練費 (前年度比+10%)	子育てとの両立支援 女性活躍支援 (※2)	
+4%	10%	【廃止】	税額控除率 5%上乗せ	15% (※1)
+5%	15%			20% (※1)
+6%	25%			30% (※1)

※1 控除上限：当期の法人税額の20%

※2 プラチナくるみん認定 or えるぼし認定（3段階目以上）

適用時期

大企業向けの措置は令和8年3月31日まで、中堅企業向け・中小企業向けの措置は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

3 研究開発税制の見直し

研究開発税制について、企業が試験研究費の額を増加させるインセンティブを強化するため、一般型の控除率カーブ及び控除上限について見直しを行うほか、AI・量子・バイオ等の戦略技術分野の研究開発を促進する観点から、「戦略技術領域型」が創設されるとともに、国内の研究人材や研究開発拠点を強化する観点から、次の見直しが行われます。

(1) 一般の試験研究費の額に係る税額控除制度

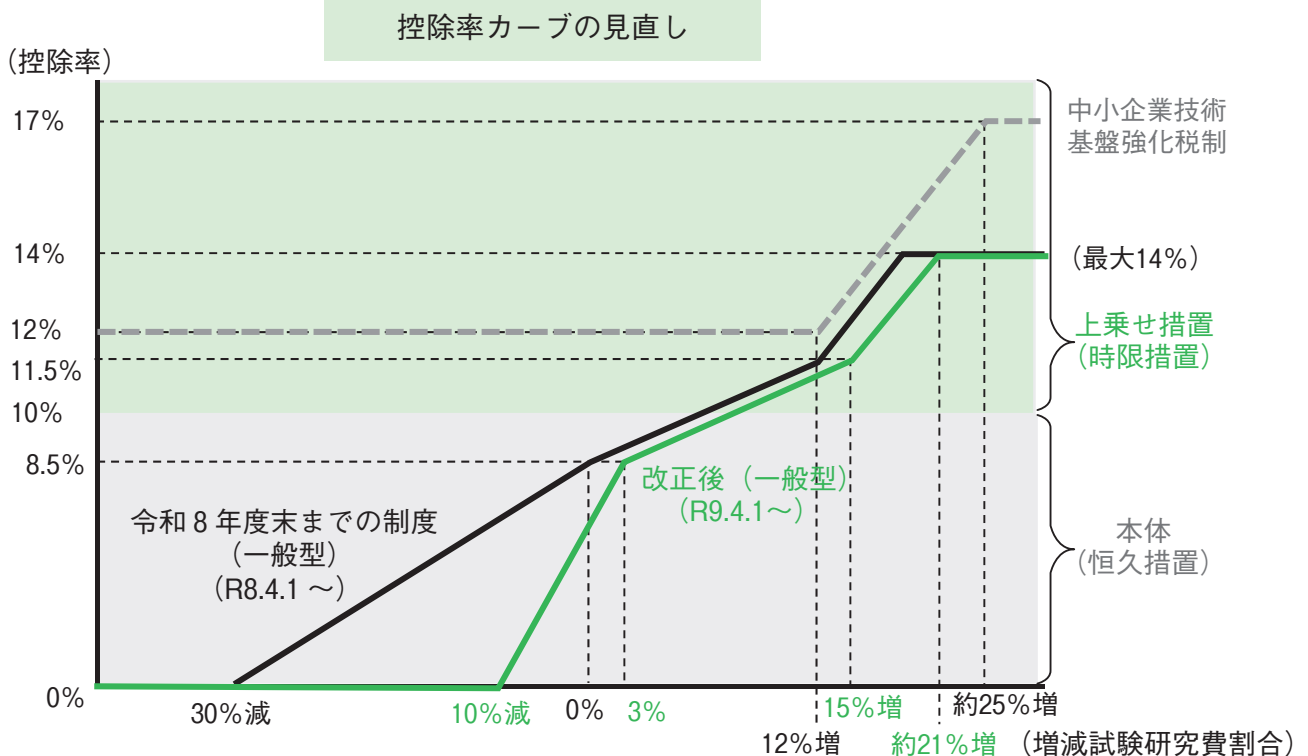
【制度の概要】

試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することができる制度です。なお、一般試験研究費の額に係る税額控除制度と中小企業技術基盤強化税制は選択適用となります。

【改正の内容】

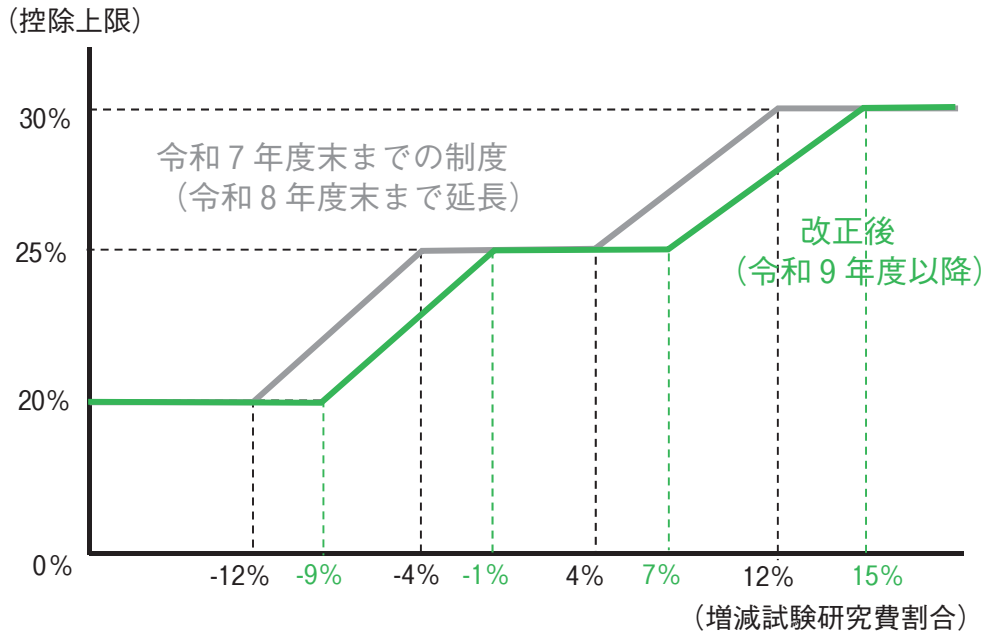
令和9年4月1日以降に税額控除率が見直されます。これにあわせ、増減試験研究費割合に応じて控除率変動する仕組み（控除率カーブ）に係る時限措置も見直され、適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。

また、増減試験研究費割合に応じて控除上限が上下する時限措置についても見直され（令和9年4月1日以降）、適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。

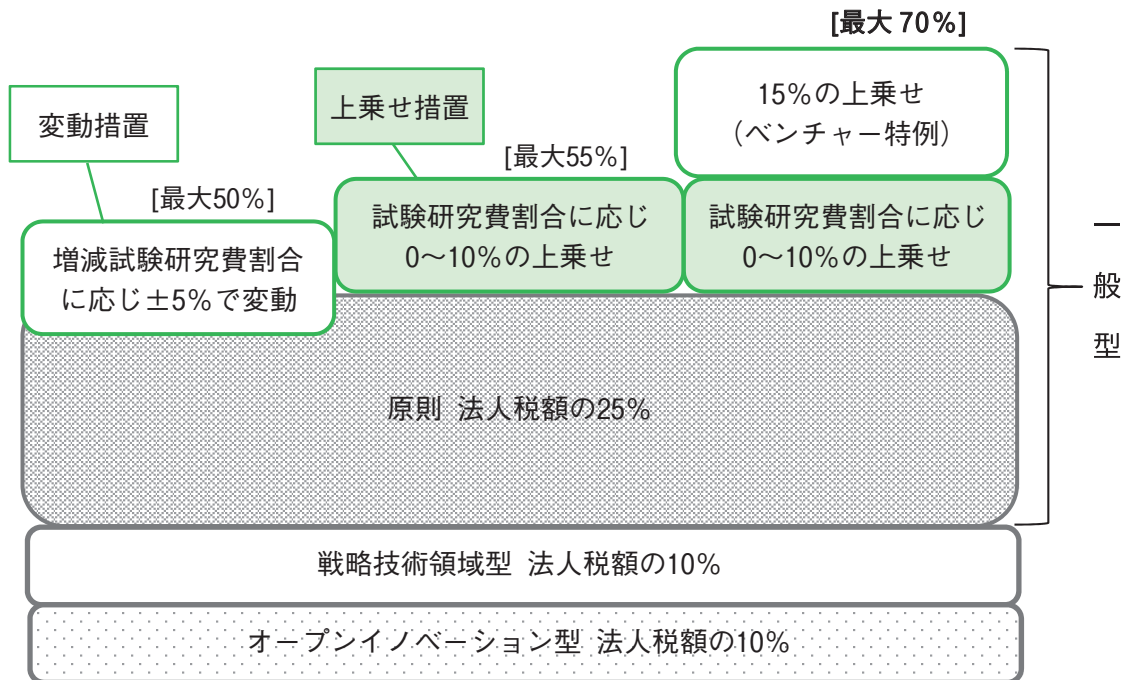


- ・控除率カーブ等について3%分右方向に移動
- ・増減試験研究費割合▲10%以下の場合について、控除率を0%とする

控除上限の変動措置の見直し



控 除 上 限



※ 中小法人の場合の控除上限は、上記の上乗せ措置と増減試験研究費割合が12%超の場合に10%上乗せできる措置とのうち高い措置を適用。

(2) 中小企業技術基盤強化税制

【制度の概要】

中小企業者等が各事業年度において、試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することができる制度です。なお、一般試験研究費の額に係る税額控除制度と中小企業技術基盤強化税制は選択適用となります。

【改正の内容】

中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、控除率カーブに係る時限措置、控除上限に係る時限措置について、適用期限を3年間延長するとともに、繰越控除制度（3年間）が創設されました。

(3) 戦略技術領域型**【改正の内容】**

戦略的に重要な技術領域の研究開発への投資を促すため、戦略技術領域の研究開発に対して、「戦略技術領域型」が創設され、以下の措置が講じられます。

- ① 事業者が、認定計画に基づき自ら実施する重点産業技術試験研究について、その試験研究費の額の40%を法人税額から控除できます。
- ② ①のうち、事業者が、認定計画に基づき重点産業技術共同研究開発機関と実施する共同・委託研究について、その試験研究費の額の50%を法人税額から控除できます。
- ③ 控除上限は、既存の措置と別枠で法人税額の10%。3年間の繰越控除制度が導入されます。

戦略技術領域とは

以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ① AI・先端口ロボット
- ② 量子
- ③ 半導体・通信
- ④ バイオ・ヘルスケア
- ⑤ フュージョンエネルギー
- ⑥ 宇宙

※ 産業技術強化法の改正法の施行日以降の認定計画に係る試験研究が対象。

(4) オープンイノベーション型**【制度の概要】**

法人の各事業年度において、特別試験研究費（大学や国の研究機関、企業等との共同研究及び委託研究等に要した試験研究費）の額がある場合に、上記「(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度」および「(2) 中小企業技術基盤強化税制」とは別枠でその特別試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することができる制度です。

なお、「(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度」または「(2) 中小企業技術基盤強化税制」の計算の基礎に含めた試験研究費の額は、特別試験研究費の額に含めないこととなります。

【改正の内容】

高度研究人材の活用を促すため、以下の措置が講じられました。

- ① 大学等との共同・委託研究の手続きが合理化され、一定の要件を満たした経済産業大臣の指定を受けた大学等（指定大学等）との共同・委託研究については、第三者による監査が不要とされました。

	改正前	改正後	
		指定大学等（※）	指定大学等以外
大学等の手続き	大学等の確認	大学等の長の認定	大学等の確認
税理士・会計士等の監査	要	不要	要

※ 産学連携本部の設置など一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等が対象。

- ② 新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位の授与から5年未満の者で、その採用から5年間未満の者を追加する等の見直しが行われました。

（5） 控除対象となる試験研究費の額

【改正の内容】

国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、国外委託試験研究に係る試験研究費の額について、臨床試験（医薬品、医療機器又は再生医療等製品の有効性及び安全性の確認）の委託に係る試験研究費の額以外の試験研究費の額の50%を控除対象となる試験研究費の額とする見直しが行われました。

医薬品の有効性等の確認のための臨床試験の海外委託	左記以外の海外委託
100%	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度は70% 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度は60% 令和10年4月1日以降に開始する事業年度は50%

適用時期

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

ただし、（1）の改正については、一般の試験研究費の額に係る税額控除制度の適用期限の延長を除き、令和9年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

（3）の改正については、産業技術力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に重点研究開発計画の認定を受け、その認定を受けた日から5年を経過する日までの期間を含む各事業年度に適用されます。

4 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例の見直し

中小企業者等の減価償却資産に係る事務負担の軽減を図る観点から講じられている「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例」について、主要な対象資産の価格動向等を踏まえ、取得価額の基準を40万円未満に引き上げる等の見直しを行った上で、適用期限が3年間延長されました。

【制度の概要】

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例」とは、常時使用する従業員500人以下の中小企業者等（通算法人に該当するものを除きます）又は農業協同組合等が、30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）の取得等をして事業の用に供した場合、減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入できる制度です。

なお、適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産は除かれます。

【改正の内容】

以下の見直しを講じた上で、適用期限が3年間延長されました。

- ① 対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられました。
- ② 対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人（改正前：500人）を超える法人が除外されました。

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	30万円未満（改正前） 40万円未満（改正後）	全額損金算入 （即時償却）	← 取得価額の合計額 300万円を限度
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 （残存価額無し）	
	10万円未満	全額損金算入 （即時償却）	本則

（注）従業員数については、中小企業者は400人以下（改正前：500人以下）、出資金等が1億円超の組合等は300人以下が対象。

適用時期

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に少額減価償却資産の取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

5 地方拠点強化税制の見直し

若者や企業の地方移転への関心が高まり、地方への新たな人や資金の流れをより一層促すため、地方拠点強化税制について、これまでの適用実績を踏まえつつ、企業が移転先等において本社機能のあるオフィス等を整備する場合に中古資産の取得も可能とする等の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されました。

【制度の概要】

地方拠点強化税制は、地域再生法に基づき、地方において事務所等の特定業務施設を整備する企業（東京23区→地方／地方→地方／地方での拠点整備）に対し、オフィスの取得価額に応じた税額控除等（オフィス減税）や雇用者増加数に応じた税額控除（雇用促進税制）を措置する制度です。

【改正の内容】

オフィス減税は、以下のように見直されました。なお、雇用促進税制については、令和8年3月31日をもって廃止されました。

オフィス減税		改正前	改正後
税制措置	新築・増築 新築の購入	税額控除 7%（移転型）/ 4%（拡充型） 又は 特別償却25%（移転型）/15%（拡充型）	税額控除 7%（移転型）/ 4%（拡充型） （※） 8%（移転型）/ 5%（拡充型） 又は 特別償却 25%（移転型）/15%（拡充型） （※） 25%（移転型）/20%（拡充型）
	中古資産の 購入・改修	税制措置なし	税額控除 4%（移転型）/ 2%（拡充型） 又は 特別償却 15%（移転型）/10%（拡充型）
適用対象資産の取得価額の合計額が、大企業4,500万円以上（改正前：3,500万円以上）、中小企業1,000万円以上が対象で、限度額は80億円となります。			

（注） 移転型とは、東京23区から地方への特定業務施設（事務所・研究所・研修所）等の移転（首都圏の一部は対象外）、

拡充型とは、地方における特定業務施設等の拡充（首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外）をいいます。

（※） 大企業：投資価額が10億円以上かつ特定業務施設で勤務する従業員が60人以上の増加の場合。

中小企業：特定業務施設で勤務する従業員が20人以上の増加の場合。

適用時期

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に特定業務設備計画の認定を受けた法人が、その認定日の翌日から3年以内に、地方において事務所等の特定業務施設を整備した場合について適用されます。

Ⅱ 所得税関係

1 物価上昇局面における対応

物価上昇局面における対応として、中低所得者に配慮して令和7年度税制改正で創設された基礎控除の特例による加算額の引き上げ、給与所得控除の最低保障額の特例の創設、物価に連動して基礎控除と給与所得控除の最低保障額を引き上げる仕組みの創設により所得税の課税最低限が給与収入で178万円に引き上げられました。

(1) 所得税の基礎控除の引き上げ

【制度の概要】

基礎控除とは、合計所得金額が2,500万円以下である場合に、合計所得金額に応じて最大95万円（基礎控除の特例による加算も含む）を差し引くことができる所得控除です。合計所得金額が132万円を超えると控除額が減り始め、2,500万円超で消失します。

【改正の内容】

基礎控除の額（本則部分）について、2年ごとに直前の見直し後の基礎控除の額に、直前の見直し後2年間の全国消費者物価指数の変化率を乗じて得た金額を基準として見直す仕組みが創設されました。

令和8年度税制改正では、令和7年の基礎控除の額58万円に令和6、7年の2年間の物価指数の変動率（プラス6%）を乗じて計算し、令和8年から基礎控除の額は4万円引き上げられた62万円となりました。合計所得金額が2,350万円以下の者に適用されます。

また、基礎控除の特例による加算額が給与収入200万円相当以下の者で5万円、同200万円相当超475万円以下の者で12万円、同475万円相当超665万円以下の者で32万円、それぞれ令和8年分、9年分に限り引き上げられ、同665万円相当以下の者であれば加算額が一律42万円となりました。同665万円相当超850万円以下の者は5万円のまま変更がありません。

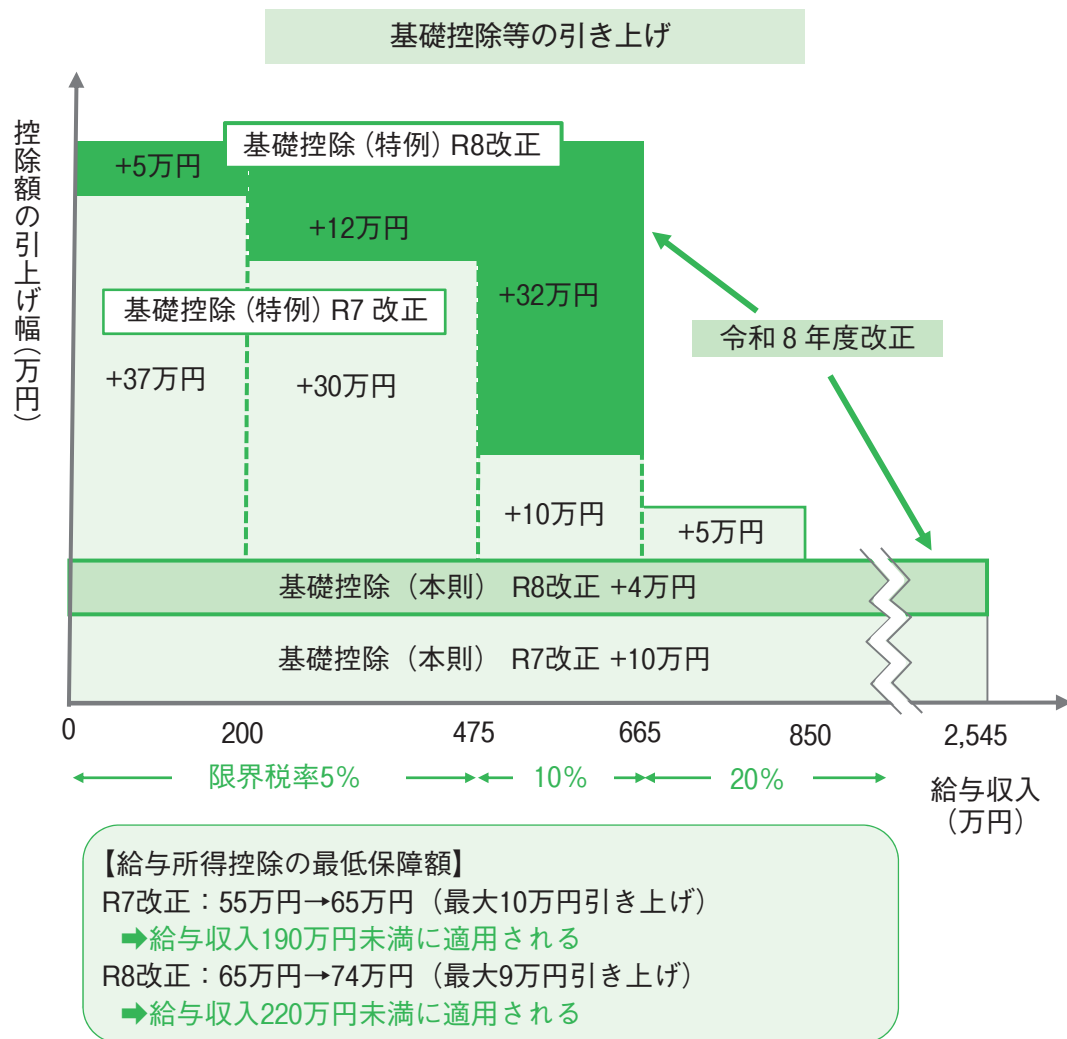
これらと、次に説明する給与所得控除の最低保障額の引き上げにより、所得税の課税最低限は給与収入で178万円となります。

基礎控除等の引き上げ

<年収階級別の減税額（万円）>

	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	800万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
R8改正	0.4	0.8	0.8	2.7	3.6	0.8	0.8	1.3	1.3
R7改正込み	2.7	2.8	2.8	4.7	5.6	3.8	2.8	4.6	4.6

(注) 単身世帯として計算



(2) 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

【制度の概要】

給与所得控除とは、給与収入に対する割合に基づき収入金額から差し引くことができる所得控除で、少なくとも65万円（最低保障額）を差し引くことができます。

【改正の内容】

給与所得控除の最低保障額（本則部分）も基礎控除の本則部分の物価上昇に連動した引き上げと同様の仕組みにより見直され、令和8年分から4万円引き上げられた69万円となりました。

その上で、給与所得控除の最低保障額の特例が創設され、給与所得控除の最低保障額は令和8年分、9年分に限り74万円とされています。

所得税の基礎控除の引き上げは個人住民税には反映されませんが、給与所得控除の最低保障額の引き上げは個人住民税にも反映され、個人住民税における給与所得控除の最低保障額も74万円となります。

(3) ひとり親控除の拡充

【制度の概要】

納税者がひとり親であるときは、合計所得金額が500万円以下など一定の条件のもと、所得税で35万円、個人住民税で30万円の所得控除を受けることができます。

【改正の内容】

ひとり親控除について、ひとり親の子育てに係る負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額が3万円引き上げられ、38万円となりました。個人住民税の控除額も3万円引き上げられ、33万円となりました。

(4) その他の所要の措置

【改正の内容】

- イ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下（改正前：58万円以下）に引き上げられました。
 - ロ 勤労学生の合計所得金額要件が89万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げられました。
 - ハ 令和7年度税制改正で措置された子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充が1年間延長されました。
- ※ イ・ロについては、個人住民税で同様の措置が講じられます。

適用時期

(1)、(2)、(4)の改正については、令和8年分以後の所得税（令和9年度分以後の個人住民税（(4)のハは除く））について適用されます。なお、令和8年分の所得税への適用は源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、年末調整からの対応となります。

(3)の改正については、令和9年分以後の所得税（令和10年度分以後の個人住民税）について適用されます。

2 物価上昇に合わせた税制の基準額等の見直し

物価上昇が継続していることを踏まえ、さまざまな税制措置の基準額等が国民生活に深刻な影響を及ぼさないように見直されました。

(1) マイカー通勤に係る通勤手当の非課税限度額の引き上げ

【制度の概要】

マイカーなどを使用して通勤している従業員等に対して支給される通勤手当は、片道の通勤距離に応じて、月額で最大3万8,700円まで非課税となっています。

【改正の内容】

マイカー等で通勤する者に支給する通勤手当の非課税限度額が、片道の通勤距離が65キロ以上の場合で見直されました。

加えて、マイカー等通勤者が通勤に際して一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担している場合について、新たに1か月当たりの駐車場等の料金相当額（最大5,000円）を加算した金額が通勤手当の非課税限度額とされました。

なお、マイカー等で通勤する者に支給する通勤手当の非課税限度額は令和7年11月にも改正されており、今回の改正はこれに続くものとなります。

マイカー通勤に係る通勤手当の非課税限度額の引き上げ

	通勤距離の区分	非課税限度額
改正前	片道 2 km 未満	全額課税
	片道 2 km 以上 10km 未満	4,200円
	片道10km 以上 15km 未満	7,300円
	片道15km 以上 25km 未満	13,500円
	片道25km 以上 35km 未満	19,700円
	片道35km 以上 45km 未満	25,900円
	片道45km 以上 55km 未満	32,300円
	片道55km 以上	38,700円
改正後	片道55km 未満	変更なし
	片道55km 以上 65km 未満	38,700円
	片道65km 以上 75km 未満	45,700円
	片道75km 以上 85km 未満	52,700円
	片道85km 以上 95km 未満	59,600円
	片道95km 以上	66,400円

(2) 食事支給に係る所得税非課税限度額の引き上げ

【制度の概要】

従業員等に対して食事の現物支給をする場合、①従業員等から実際に徴収している対価の額が、当該食事の価額の50%相当額以上であること、②当該食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した残額が月額3,500円以下であることの2つの要件を満たすときは、従業員等が食事の支給により受ける経済的利益はないものとされ、所得税が非課税とされています。

【改正の内容】

食事支給に係る所得税非課税限度額が所得税基本通達の改正により月額4,000円引き上げられ、月額7,500円以下（改正前：3,500円以下）とされました。あわせて、従業員等に対する深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について、非課税としている1回の支給額についても、通達改正により350円引き上げて650円以下（改正前：300円以下）とされました。

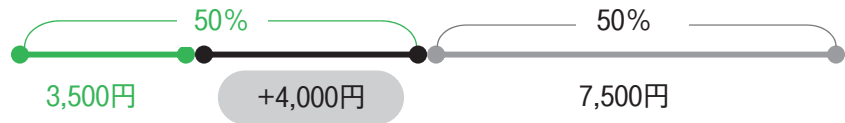
改正前	改正後
企業が従業員に支給する食事のうち、 従業員が食事価額の50%以上を負担 かつ 使用者（会社）負担額が月額3,500円以下	企業が従業員に支給する食事のうち、 従業員が食事価額の50%以上を負担 かつ 使用者（会社）負担額が月額7,500円以下

会社負担と従業員負担を折半する場合の適用イメージ

会社負担：3,500円
従業員負担：3,500円



会社負担：7,500円
従業員負担：7,500円



※ 所得税非課税の範囲で支給できる額が増加

適用時期

- (1) の改正については、令和8年4月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。
- (2) の改正については、令和8年4月1日以後に支給する食事代金について適用されます。

3 NISA のつみたて投資枠の対象者の拡充（こども NISA の創設）

次世代の資産形成を促進する観点から、18歳以上となっている NISA の対象年齢を拡充し、通常の NISA のつみたて投資枠の中に 0～17歳でも利用できる「こども NISA」が創設されました。

【制度の概要】

令和 6 年に開始した新たな NISA では、利用する年の 1 月 1 日時点で 18 歳以上である場合に口座を開設することができます。

【改正の内容】

世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の対象年齢を撤廃して「こども NISA」を創設し、新たな年間投資枠と非課税保有限度額が設定されました。

年間投資枠は 18 歳以上の者の投資枠 120 万円の半分に当たる 60 万円で、非課税保有限度額は 600 万円となります。成長投資枠に相当する部分は設けられていません。

子の年齢が 12 歳以降であれば、用途が子のためであり、子本人の同意を得ていることを条件に、親権者等による払出しができます。

つみたて投資枠の対象年齢の見直し

(令和 9 年～)

	つみたて投資枠		成長投資枠
	こども NISA		
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円	
		自動的に移行	1,200万円（内数）
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
運用管理	一定の要件の下、12歳以降は払出しが可	制限なし	

適用時期

こども NISA の口座は令和 9 年 1 月 1 日以後に開設が可能となります。

4 防衛特別所得税の創設

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うための安定的な財源を確保する観点から、防衛特別所得税が創設されました。

【改正の内容】

所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、当分の間、課税されます。

ただ、現下の家計を取り巻く状況に配慮し、足下で家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率(2.1%)が1%引き下げられました。

適用時期

令和9年分以後の所得税等について適用されます。

同時に、復興事業の着実な実施に影響を与えないように復興財源の総額を確実に確保する観点から、復興特別所得税の課税期間が令和29年まで10年間延長されました。

5 住宅ローン控除の見直し

質の高い既存住宅の借入限度額や控除期間の拡充、床面積要件の緩和等を行った上で、住宅ローン控除が5年間延長されました。

【制度の概要】

住宅ローン控除とは、個人が金融機関等の住宅ローンを利用して住宅の新築・取得等をした場合、一定の要件を満たすことで、所得税の減税を受けることができる制度です。

減税が受けられる期間は、新築住宅・買取再販住宅が13年間、既存住宅が10年間となっています。

【改正の内容】

既存住宅の流通・利活用の促進を図る観点から、省エネ性能の高い既存住宅について、借入限度額を引き上げ、子育て世帯・若者夫婦世帯への借入限度額の上乗せ措置を講じるとともに、控除期間が13年間に拡充されました。また、床面積要件について、一定の場合に40㎡以上に緩和する措置を既存住宅にも適用することとされました。

他方、令和10年以降に建築確認を受ける省エネ基準適合住宅については、適用対象外（登記簿上の建築日付が令和10年6月30日までのものは適用対象）とするほか、令和10年以降に入居する場合、土砂災害等の災害レッドゾーンの新築住宅は適用対象外（建替え・既存住宅・リフォームは適用対象）とする見直しも行われました。

【住宅ローン控除の見直し】（色文字部分が変更箇所）

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	A	B	C *1	A	B	C	D
借入限度額	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円		2,000万円	2,000万円
(子育て世帯等)	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円		3,000万円	
控除期間	13年			13年			10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上						
	合計所得金額1,000万円以下の場合には、40㎡以上* 2			同左			
立地要件	令和10年以降入居分から土砂災害などの災害レッドゾーンの新築（建替え除く）は適用対象外（既存住宅等は適用対象）						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						
その他	A：認定長期優良住宅、認定低炭素住宅 B：ZEH 水準省エネ住宅 C：省エネ基準適合住宅 D：その他の住宅 * 1 新築住宅は、令和10年以降入居分から、適用対象外 * 2 子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用						

適用時期

令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

6 セルフメディケーション税制の拡充

セルフメディケーション税制の適用期限について、スイッチ OTC 医薬品については撤廃され、それ以外の医薬品は 5 年間延長されました。

【制度の概要】

セルフメディケーション税制は、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組みを行っている者が、その年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために 1 万 2,000 円を超える対象医薬品を購入した場合に、その超える部分の金額をその年分の総所得金額等から 8 万 8,000 円を上限に控除できる制度です。通常の医療費控除とは選択適用となります。

【改正の内容】

セルフメディケーション税制の適用期限について、スイッチ OTC 医薬品は撤廃（恒久化）し、それ以外の医薬品は 5 年間延長されました。

また、対象となる医薬品について、消化器官用薬、一定の生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬、OTC 検査薬、薬局製造販売医薬品が追加される一方、痩身又は美容を目的として使用される可能性のある医薬品が除外されました。

（色文字部分が変更箇所）

恒久化	スイッチ OTC 医薬品 ※ 強心剤、ビタミン剤、カルシウム剤、その他の歯科口腔用薬は除外
5 年間	非スイッチ OTC 医薬品のうち、以下の効能又は効果をもつもの ・ 外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬（一定の生薬を有効成分として含有するものを追加）、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他アレルギー用薬、消化器官用薬 ※ 痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品は除外
	OTC 検査薬（新型コロナ検査薬、新型コロナ・インフルエンザ検査薬、排卵日予測検査薬）
	薬局製造販売医薬品（税制対象の医薬品と同じ成分を有効成分として含有するもの）

適用時期

令和 9 年分以後の所得税（令和 10 年分以後の個人住民税）について適用されます。

7 極めて高い水準の所得に対する課税の見直し

令和5年度税制改正で導入した極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置について、税負担の公平性の確保を図る観点から特別控除額が引き下げられるとともに、適用税率が引き上げられました。

【制度の概要】

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置は、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円を超える者について、その超える部分の金額の22.5%に相当する金額からその年分の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税を課す制度です。

おおむね平均的な水準として30億円程度の所得から対象となります（所得すべてが15%の分離課税の場合、10億円程度の所得から対象）。

【改正の内容】

追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額（給与・事業所得、株式等の譲渡所得、土地建物の譲渡所得、その他の各種所得を合算した所得金額）から控除する特別控除額が1億6,500万円に引き下げられ、適用税率は30%に引き上げられました。

おおむね平均的な水準として6億円を超える所得から対象となります（所得すべてが15%の分離課税の場合、3億4,000万円程度の所得から対象）。

改正前	改正後
① 通常の所得税額 ② (合計所得金額* - 特別控除額 (3.3億円)) × 22.5%	① 通常の所得税額 ② (合計所得金額* - 特別控除額 (1.65億円)) × 30%
・ ②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税	
※ 株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外。	

適用時期

令和9年分以後の所得税から適用されます。

Ⅲ 資産税関係

1 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

物価高などにより経営環境の不確実性が高まる中であっても、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例措置の適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、特例承継計画の確認申請（提出）の期限が1年6か月間延長されました。

【制度の概要】

後継者である相続人・受贈者等が、非上場会社の株式等を相続又は贈与等により取得した場合に係る相続税・贈与税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税・贈与税の納付が免除される制度です。

【改正の内容】

法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日（改正前：令和8年3月31日）まで1年6か月間延長されました。また、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）についても、個人事業承継計画の提出期限が令和10年9月30日（改正前：令和8年3月31日）まで2年6か月間延長されました。

なお、それぞれの適用期限（法人版事業承継税制の特例措置は令和9年12月31日、個人版事業承継税制は令和10年12月31日）について変更はありません。

	法人版（一般措置）	法人版（特例措置）
事前の計画策定	不要	特例承継計画の提出 平成30年4月1日から 令和9年9月30日まで
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与：100%、相続：80%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者
雇用確保要件	承継後5年間、平均8割の 雇用維持が必要	弾力化
経営環境変化に対応した免除	なし	あり
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の 推定相続人・孫への贈与	60歳以上の者から18歳以上の 者への贈与

適用時期

特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日まで、個人事業承継計画の提出期限が令和10年9月30日まで延長されました。

2 相続等の財産評価の適正化

貸付用不動産の市場価格と財産評価基本通達による評価額とのかい離を利用して、相続税や贈与税の税額が大幅に圧縮されている事例が把握されていることを踏まえ、評価の適正化及び課税の公平を図る観点から、貸付用不動産の評価方法の見直しが行われます。

【制度の概要】

貸付用不動産については、賃貸の稼働状況等が良好で賃貸の割合が高くなるほど、将来の期待収益の上昇などで市場価格が上昇します。

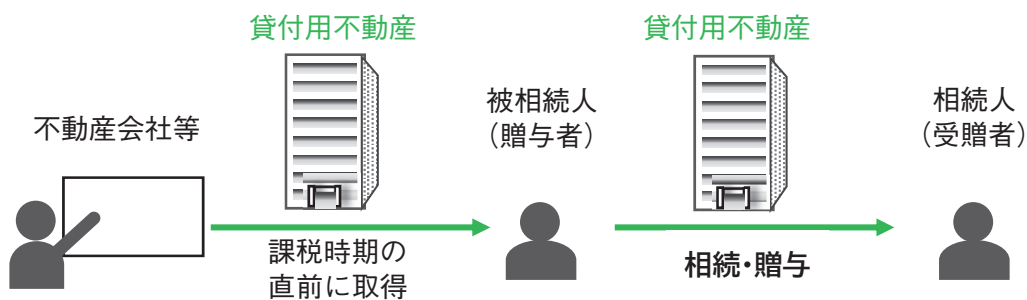
しかし、評価通達による評価額は逆に低下する仕組みとなっており、このようにして生じる市場価格と通達評価額とのかい離に着目した租税回避等（スキーム）が散見されています。

【改正の内容】

貸付用不動産の市場価格と通達評価額とのかい離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、①被相続人・贈与者が相続開始・贈与前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築した一定の貸付用不動産については、通常取引価額に相当する金額によって評価する、②商品として小口化された貸付用不動産については、その取得時期にかかわらず、通常取引金額に相当する金額によって評価することとされます。

①の課税時期における通常取引価額に相当する金額は、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額をもとに地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができるとされます。

相続等の直前に取得した貸付用不動産の評価



【対象】 相続開始・贈与前5年以内の有償で取得又は新築した一定の貸付用不動産
【評価】 (改正前) 路線価等による評価
(改正後) 通常取引価額に相当する金額(原則、取得価額を基に算定)によって評価

また、②の課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができるとされます。これらに該当するものがないと認められる場合は、①に準じて評価します。

適用時期

令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用されます。

ただし、①の改正については、改正を通達に定める日までに被相続人等がその所有する土地（同日の5年前から所有しているものに限る）に新築をした家屋（同日において建築中のものを含む）には適用しないこととされます。

3 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（受贈者ごとに1,500万円）については、適用期限（令和8年3月31日）をもって廃止されました。

【制度の概要】

30歳未満の者が、祖父母など直系尊属から、金融機関等との一定の契約に基づき教育資金に充てるため贈与を受けた場合、金融機関等の営業所を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより、1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税が非課税となる制度です。

【改正の内容】

適用期限が延長されず、令和8年3月31日で制度が廃止されました。

なお、同日までに拠出された金銭等については引き続き制度を適用できることとなっています。

適用時期

令和8年3月31日で廃止されました。

IV 消費税関係

1 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

インボイス制度導入に係る事業者の事務負担にも配慮し、制度の社会的な定着をより確実なものとする観点から、適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直しが行われました。

(1) 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

【制度の概要】

適格請求書等保存方式（インボイス制度）においては、適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者等）から行った課税仕入れについては、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ただし、制度開始後6年間（令和11年9月30日まで）は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

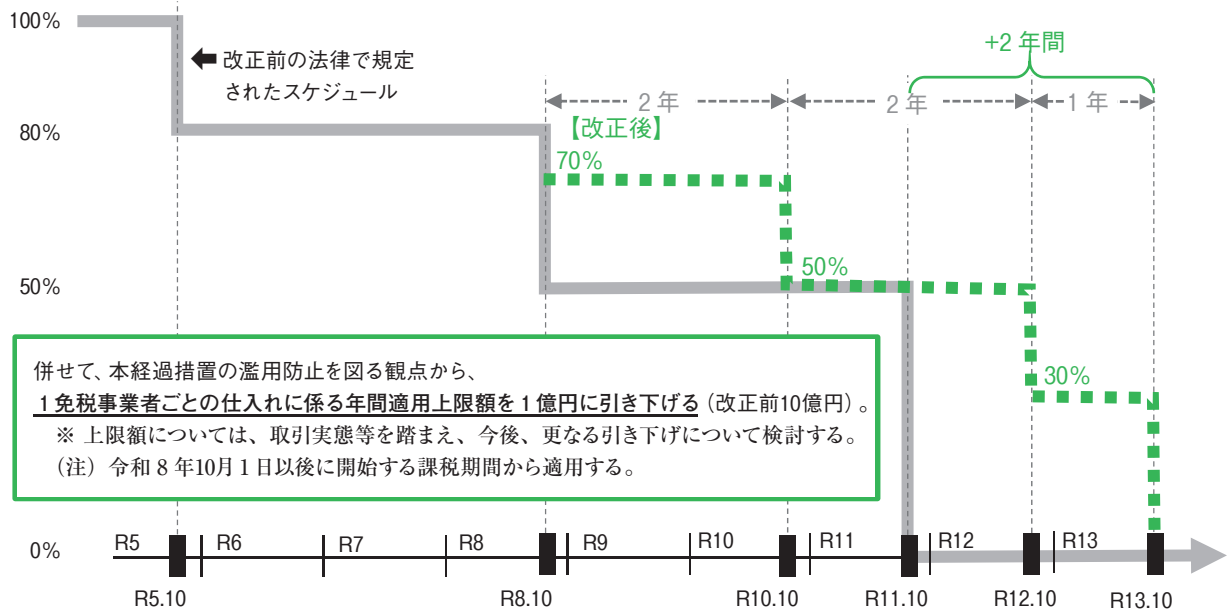
【改正の内容】

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、段階的に縮減する方向性は確保しつつ、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者へ、更なる激変緩和を図る観点から、下表のように、引き下げペース・幅を見直した上で、適用期限が2年間延長されました。

また、上記の見直しに併せて、濫用防止を図る観点から、一の免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額が1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

	期間区分	控除可能割合
改正前	令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで	80%
	令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで	50%
改正後	令和8年10月1日から 令和10年9月30日まで	70%
	令和10年10月1日から 令和12年9月30日まで	50%
	令和12年10月1日から 令和13年9月30日まで	30%

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し



(2) インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置(2割特例)の見直し

【制度の概要】

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者がインボイス発行事業者となる場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。

2割特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

ただし、以下のいずれかに該当する場合などは、2割特例は適用できません。

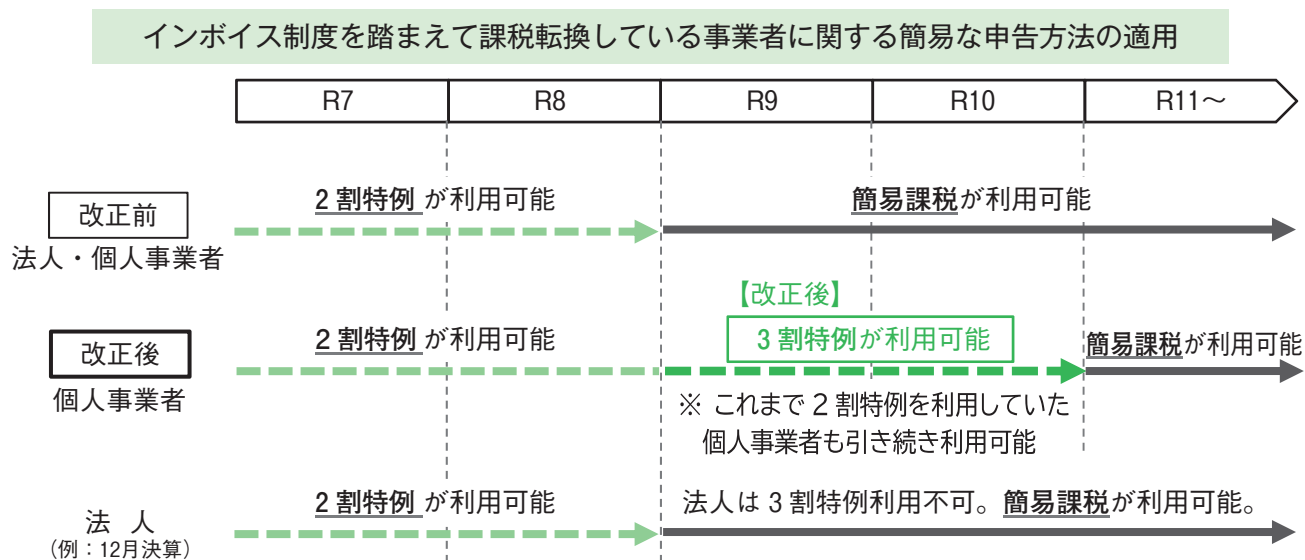
- ① インボイス発行事業者でない課税事業者
- ② 次に掲げる場合などに該当し、課税事業者となる者
 - ・ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - ・ 資本金1,000万円以上の新設法人
 - ・ 高額特定資産を取得した場合等であって免税事業者とならない事業者

【改正の内容】

免税事業者からインボイス発行事業者となった個人事業者は、従来の2割特例の対象となっている個人事業者も含め、令和9年及び令和10年に含まれる課税期間（免税事業者がインボイス発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことで事業者免税点制度の適用を受けられない課税期間に限る）について、納税額を売上税額の3割とすることができるように見直されます。

ただし、法人への適用はなく、2割特例は適用期限（令和8年9月30日）をもって終了となります。

なお、インボイス発行事業者が、上記の3割特例を適用する場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。



- (注1) 上記の3割特例を利用しない個人事業者や法人については、2割特例終了後も、業種ごとの実態を踏まえて設定されたみなし仕入率を用いる簡易課税制度に移行することで、2割特例と実質的に同様の計算・申告方法により確定申告書の作成が可能。
- (注2) インボイス制度とは関係なく基準期間の課税売上高等に基づき課税事業者となる課税期間については、2割特例と同様、上記の3割特例は利用できない。
- (注3) 2割特例又は3割特例から簡易課税制度への円滑な移行を確保する観点から、2割特例等の適用を受けた課税期間の翌課税期間から簡易課税制度に移行する場合には、確定申告期限までに手続きが必要。

適用時期

(1) の改正については、令和8年10月1日から令和13年9月30日までの間に開始する課税期間に適用されます。

(2) の改正については、令和9年及び令和10年に含まれる課税期間について適用されます。

V その他

1 固定資産税の免税点の見直し

【制度の概要】

固定資産税の免税点とは、同一人物が所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額の合計が、一定の額に満たない場合に固定資産税を課することができないとする金額をいいます。

土地に係る免税点は30万円未満、家屋に係る免税点は20万円未満、償却資産に係る免税点は150万円未満とされ、固定資産税は課税されません。

【改正の内容】

物価上昇が継続していることを踏まえ、固定資産税について、家屋に係る免税点が30万円未満（改正前：20万円未満）に、償却資産に係る免税点が180万円未満（改正前：150万円未満）に引き上げられました。

適用時期

令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

2 ふるさと納税の健全な運営に向けた見直し

【制度の概要】

ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限（個人住民税所得割額の2割）はあります）。

【改正の内容】

ふるさと納税について、高所得者の特例控除額が所得に応じてどこまでも増える仕組みを改め、定額上限193万円（給与収入1億円相当で到達）が設けられました。

適用時期

令和9年以後の寄附分から適用されます。

本冊子は、令和8年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。今後の改正等の動向にご留意ください。

※本冊子の内容に関するお問い合わせは、下記の宛先までFAX等文書でお送りください。
なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

令和8年度 税制改正のあらまし

令和8年5月発行

発行 公益財団法人 全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番地6

FAX 03(3357)6682

禁無断転載

